

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

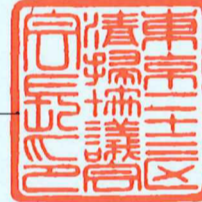
氏名 高嶺清掃株式会社

代表取締役 阪田 通泰

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年3月27日

世田谷区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健

記

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電 |
| 2 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 運搬先 | 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所 |
| 4 作業場所 | 世田谷区の区域内 |
| 5 許可期間 | 令和7年4月1日 から
令和9年3月31日 まで |
| 6 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この許可に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。また、この許可の取消しの訴えは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この許可証を受け取った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。